

時事新報

明治十八年五月七日
（舊曆一千八百八十五年）
第九百六十二號
日曜日休刊

○大政官布達第六號
明治十六年十一月二十五號布達關係物商運諸共
通會議第十條左ノ通定ス
第十條
運貨物式ハ六月五日ヲ以テ執行スヘシ
右布達事

明治十八年五月六日 大政大臣 三條實美
農商務卿 伯耆西郷從道

○大政官布達第七十四號
明治十六年十一月二十五號布達關係物商運諸共
通會議第十條左ノ通定ス
第十條
運貨物式ハ六月五日ヲ以テ執行スヘシ
右布達事

○大政官布達第七十四號
明治十六年十一月二十五號布達關係物商運諸共
通會議第十條左ノ通定ス
第十條
運貨物式ハ六月五日ヲ以テ執行スヘシ
右布達事

時事新報

不景氣ノ原因

日本全國近年ノ不景氣ハ凶年饑饉ニテラザル外皆テ人ノ
開キ知ラザル程ニ其メシキモノナリ不景氣ノ原因四方
ニ分ルベシ以テ既ニ四年ハカリ此間幾度カ景氣回復
ヲ希望シテリト雖モ毎度ナガラ其望ヲ失ヒ退ニ今日ノ
不景氣ニシテ尙ホ未ダ回復ノ期ヲ知ラズ實ニ驚キ入り
タル始末ト云フベシ抑モ今日ノ不景氣ハ其由テ來
ル處何レニ在ルヤ風災水害頻年並ニ至リテ遂ニ一國ノ
富チ衰ヒ去リタル所聞天爲ノ禍ナルモノカ將テ紙幣價
値國民恒心ナク退ニ一氣ノ不景氣ヲ招キタル所爲人爲
ノ禍ナルモノカ此問題ヲ定ムルハ此不景氣ヲ論ズル
順序中第一ノ事トモナルヲ得ズ凡ソ人事ノ變化進退
ハ必ズ一原因ヨリ來ルモノナラズ種々幾種ノ原因集
合シテ遂ニ一事ヲ成スコト普通ノ例ナルガ故今不景氣
ノ原因ヲ探ルニモ單ニコレヲ某ノ一事ニ限ルコトハ程
重ナラズ必ズ幾多ノ原因アリ然レモノナリト定ム
ル方事實ニ近ク然リト雖モ愛ニ一國ノ富チ衰ヒ大
キ者多シ者ナリト人々ノ未知スル一事アリ不換
紙幣價値ノ事ニシテ日本國ハ明治初年ノ初年不換
紙幣價値ノ流行シテ十年西南ノ亂ニ際シテ遂ニ其極
度ニ達シ二億圓ニ近キ大小ノ紙幣忙ハシテ全國ニ流通
スルト共テ物價大ニ騰貴シ一時紙幣一圓八十錢ト以
テ値之ニ正金一圓ヲ買ヒ得ルニ過ギザル極ノ現象ヲ示
シ今日全國不景氣ノ原因ヲ探ルニ當リ全クコレヲ某
ノ一事ニ歸スルコトハ六ヶ重カクシテ此不換紙幣ノ
發行ハ原因中ニテ第一ノ地位ヲ占ムルモノナリト斷
定シテ決シテ事實ニ相違セザルベシ是レ我輩ガ一線ノ
私言ニテ全國公論ノ明カニ屬メテ許ス所ナリト
無クシテ生シザルハ宇宙法則ノ大本ナリ然レモ不換
紙幣ハ此法則ヲ無視シテ生シタルモノナリ故テ其長ナ
リ日本全國ノ富チ何程ナルチ知ラズト雖モ僅々數年間
一國中ニテ時時不換紙幣價値力ヲ衰加ヘラレテ一見
一角ニ非常ノ騰貴ヲ見セハ自然ノ事ナラズ二億圓

紙幣ハ二億圓ノ需用ナリ需用額ニ増加シテ供給足ラ
ズ物價日ニ益騰貴シ生産者日ニ益富シ日本八十餘州ハ
變テテ一個ノ極權國ト爲リタリ是レ即チ明治十二年
頃ノ實況ナリ此頃ヨリシテ紙幣漸ク減少シテ需用額
額ノ物品價値ノ増キテ成セシ情狀者ノ來テ價額開ク者
ナク止ムテ得ズ物價ハ日ニ益下落シ生産者ハ日ニ益困
窮シ信用ハ死シ金融ハ塞ガリ紙幣一圓ハ殆ンド正金一
圓ヲ買ヒ得ルノ勢ナリ現ハ同時ニ全國到處トテ途
ニ銀子ヲ見ザルハナキノ不景氣ニ推移シタリ是レ即チ
明治十八年ノ實況ナリ無クシテ生シタル不換紙幣ノ一
張一弛ノ弊害ノ其怖ルベキヲ斯ノ如ク
不換紙幣ノ發行ハ國ノ大害事ナリ故ニ兌換ノ制ニ改メ
ザル迄ニモ其發行ノ高チ減シ紙幣ト正金トノ間ニ成ル
丈之價ノ差額ナカクシテ目下日本ノ財政上ノ有様
ノ如ク爲スハ實ニ驚キニ事柄ナリ然レモ世人ハ向
テ我輩ガ特ニ忠告セント欲スルノ一事ハ前ニ不換紙幣
ヲ濫發シテ全國ノ理財ヲ亂リタルノ害ハ後ニ其濫發ノ
部分丈ケテ回収シテ又全國ノ理財ヲ亂リタルノ處置ヲ
以テ全ク之ヲ消滅シ又全クコレヲ償却シ得ベキ性質ノ
モノニアラズト云フ事是レナリコレヲ償却セハ過量ニ酒
ヲ飲ンテ身体ヲ傷ビ後頗ニコレテ減シテ平日ノ量ニ
復シタリト雖モ飲ニ過シシテ酒ノ毒ヲ消滅スベ
キ道理ナク隨テ其身體モ過量ニ酒ヲ飲マザリ以前ノ
健康ニスルコト能ハザルベシ若シ果シテ健康ノ回復ヲ望
マハ必ズヤ臨時特別ノ衛生法ヲ守リ臨時特別ノ勞力費
ヲ然ル後ニ始メテ前ノ酒債價額ヲ得ベシ不換紙
幣ノ濫發モ亦斯ノ如キノミ故ニ今ノ不景氣ハ其原因重
クニ不換紙幣ノ濫發ニ在リトスレバ此不景氣ヲ救治ス
ルハ單ニ紙幣ノ濫發ニ屬スル部分ナク回収シタルノミ
ヲ以テ足ラズトスベカラズ必ズヤ紙幣濫發正貨流通ノ
必要ナル外臨時特別ノ濫發ノ發行ノ密チ價額ノ足ル程ノ
處置ナカレバカラス是レ我輩ノ信シテ疑ハザル所ナリ

○佛國新内閣員 佛國新内閣員ノ姓名ハ既に記載セシ
ガ尙其人々ノ身分ノ大略ト關シテ文部卿兼美術部卿
ゴブレイ氏はツルム州より出テたる代議院の議員とし
て千八百八十三年フレンチー氏が首相たりし時内務卿
たりし人なり○内務卿アラン氏はセルセイ氏はセルセイ州
より出テたる議員にして千八百八十一年ニ故ガムベツ
氏の内閣にて大藏卿たりし人なり○大藏卿クヤマ
エフ氏は元老院の生員なり○陸軍卿カムベノ
氏は千八百八十一年ニガムベツ氏の内閣にて陸軍卿
の職に在り其後一昨千八百八十三年より昨八十四年迄
フエー氏は内閣にて同大臣兼陸軍卿たり○工部卿カル
ノ氏はポートロールより出たる議員にして千八百八
十年より同八十一年迄フエー氏の内閣にて工部卿の

職を領ち千八百八十二年に再び工部卿となりたる人ナ
リ○農務卿ルグアン氏はノルド州より出たる議員に
して千八百八十二年より同八十三年の閣アムクレール
氏の内閣にて商務卿たりし人あり○商務卿マンゴン
氏はマンゴン州より出たる議員なり○陸軍電信卿
マン氏はキエスエール州より出たる議員なり○此外
海軍兼殖民卿ガリベール氏の履歴は未だ詳ならず又首
相アリソン氏並ニ外務卿フレネー氏等ハ履歴は前
記せしとるに付陸軍（記者白）本月二日の紙上に載
せざる佛國內閣員の姓名中商務卿ルグアン氏農務卿
マンゴン氏と記せしが若者の米國新聞ニ載せたる電報に
據ればルグアン氏は農務卿にしてマンゴン氏は商務卿
あり

○裁判陪席 判事山成政氏は去月廿九日名古屋控訴
裁判所に於て第二號車重罪裁判陪席と仰付られたり
○兼務兼免 大藏省兼委任御用掛田成章氏ハ一昨五
日大藏省に於て出納兼務免候旨仰渡されたり
○大久保利和氏 侯爵大久保利和氏は是迄日本鉄道會
社の委員（月俸二百圓）にて専ラ該事業ニ盡力なし居た
りしが今度同社を退きさり右は近々大政官の書記官ニ
任せらるゝが爲なりト云説あり

○故岩倉公の傳 在日本、荷蘭公使館に補辦書記官レ
ンツァンドアマム氏は此程贈太政大臣岩倉公
の傳記を佛文に翻譯したるよし

○軍艦碇泊場 一昨五日其筋に於て各軍艦ハ碇泊所
取調ベシ左の如し

（品川）兼敷（横濱）天城、五春（横須賀）日進、比叡、迅
鷲、淺間、風羽、千代田、形、東、扶桑、蒼龍、天龍、筑波
春日、龍、金剛（橫濱）石川、富士山（神戸）筑紫、上海
磐城、清輝（仁川）海門（釜山）龍驤（舊海軍省）操津

○十三萬圓 琵琶湖治水事件に付京都府より滋賀縣へ
三萬圓、大阪府へ十萬圓を差廻るとの噂は流れてありし
所なるが此度念々驛金と差廻さるゝ事に決定し由にて
大阪府よりは其金と以て攝津島上島下両郡各村の殿
川沿岸の堤防費と充てるにさなり

○鐵道布設の企 甲州街道神奈川縣下八王子驛より境
川（甲相境）に至る迄の新道開鑿は租工事を畢りしが今
度山縣縣政課より靜岡縣下清水港へ鐵道と布設せん
と山縣縣下の各郡長戸長は去る一日總會議を開いたる
よし

○堤防修築費 石川縣下は去月九日、十四日の洪水に
諸河の堤防を破壊したる箇所甚多サ岩村同縣令及び
常置委員の實地檢分も已ニ相済みたるが此程同縣署より
り堤防修築費豫算一萬八千八百九十九圓六十二錢九厘
の至急と要する事なるを以て府縣會規則第七條に
依り常置委員會の決議を経て通達せる旨通したるよし

○米國博覽會景况 紀米合衆國インヤナ州ニユーオ
レルヤンス府博覽會事務官よりの報道に據れば該會は
同府祝祭（二月十日より同二十日まで）前後より頗る好
景況と稱へ一日凡十萬人の來觀人あり該院にては本會
に向いて補助額金三十六萬圓と交付すべしとの議決
ありしより何となく人氣引立ち最前當國鐵道會社於
ては本會の來觀人一英里一仙にて乗車せしめんと議
定せしも人氣のふ先舉行せざりしに前述の如く今回

○信濃川改修 前年
信濃川の改修工事に
より新編までの間に
六十一萬圓の港口と
ふ充つる見込みなり
中ノ口川分注までの
即ち信濃中ノ口合流
までは三百間と爲し
の計畫なりと云ふ

○酒造家の注意 新
京地方へ清酒と數千
類中上等に居る者と
しも何分初めの輸
りて幾何の損耗とな
等の機會と誤りさる
經驗なき爲め手ぬか
して酒味を變せし向
と加へ樽の製造を改
○拂下願 品川硝子
同場拂下げに儀と出
同場黨の乱暴 英
時愛國同盟黨が同
會を催ふ主唱の事
に據りて既に本紙に
の新聞の四月中旬倫敦
件を詳記せり今其大
四月十五日倫敦發
がバルセル橋と通
る意を島太子の
て車の轢死に居た
に歐呼喝采したりケ
は行列石と投交ス
るに群衆は忽ち
んとしたれば探偵
て之と成し遂に亂
コルノ府知事が其
免せられたり斯く
と聞き其處にて過
事と記せる倫敦の時